

令和3年10月1日から

大阪府の最低賃金

時間額

992円

になりました

あなたの事業所に

無料で

専門家を

社会保険労務士

派遣します！

下記に関わることについてご相談ください。

不合理な待遇差の禁止

時間外労働の削減

最低賃金の引上げ

生産性向上

助成金の活用

オンライン相談にも対応いたします。



まずは、お気軽にご連絡ください



: 0120-068-116



大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

対応日時：平日 午前9時～午後5時まで
(水曜日のみ午後6時まで)

メールアドレス：hatarakikata@sr-osaka.jp

詳細はWEBでご覧いただけます。http://sr-hatarakikata.jp

〒530-0043 大阪市北区天満2-1-30大阪府社会保険労務士会館5階 最寄り駅：地下鉄・京阪「天満橋」駅
令和3年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 委託者：厚生労働省大阪労働局 受託者：大阪府社会保険労務士会